

よくあるご質問



Q.4月27日に生まれた子供は給付対象となりますか。

- ・給付対象となります。
- ・4月28日以降に生まれたお子さんは給付対象なりません。

Q.4月27日に亡くなった人は給付対象となりますか。

- ・給付対象となります。
- ・4月26日に亡くなった方は給付対象なりません。

Q.生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

- ・給付金の対象者となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

Q.身体が不自由で世帯主が申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

- ・4月27日時点で同一世帯の方や、法定代理人、親族、身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方による代理申請ができます。
- ・代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q.住民基本台帳に記載の住所と異なる場所に住んでいて、郵送されてくる申請書を受け取れない場合はどうすればいいですか。

- ・日本郵便の転送サービス（※）をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送していただくことができます。
- ※インターネットでお申し込みができます。
<http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、申請書を受け取らなくてもオンライン申請が可能です。

Q.オンライン申請とはどのような手続きですか。

- ・マイナンバーカード（顔写真つきのもの）とスマートフォンやパソコンを用いて、マイナポータルへログインし、申請するものです。

Q.特別定額給付金は課税対象となりますか。

- ・特別定額給付金は、法律により非課税となりますので、課税されません。

Q.給付金に関する問い合わせはどこにすればよいですか。

- ・専用のコールセンターで受け付けています。
【コールセンター】0120-260020（平日・休日問わず9：00～18：30）
- ・総務省のホームページに説明資料を掲載しています。